

# 神戸市療育ネットワーク会議「第9回 医療的ケア児の支援施策検討会議」

(日時) 令和5年2月9日(木) 15:00～

(場所) センタープラザ西館6階 9号会議室

---

## 議 事 次 第

---

### 1. 開 会

### 2. 議 題

#### (1) 神戸市における医療的ケア児支援体制について

①医療的ケア児等コーディネーターの状況について

②神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業の状況について

#### (2) その他

### 3. 閉 会

---

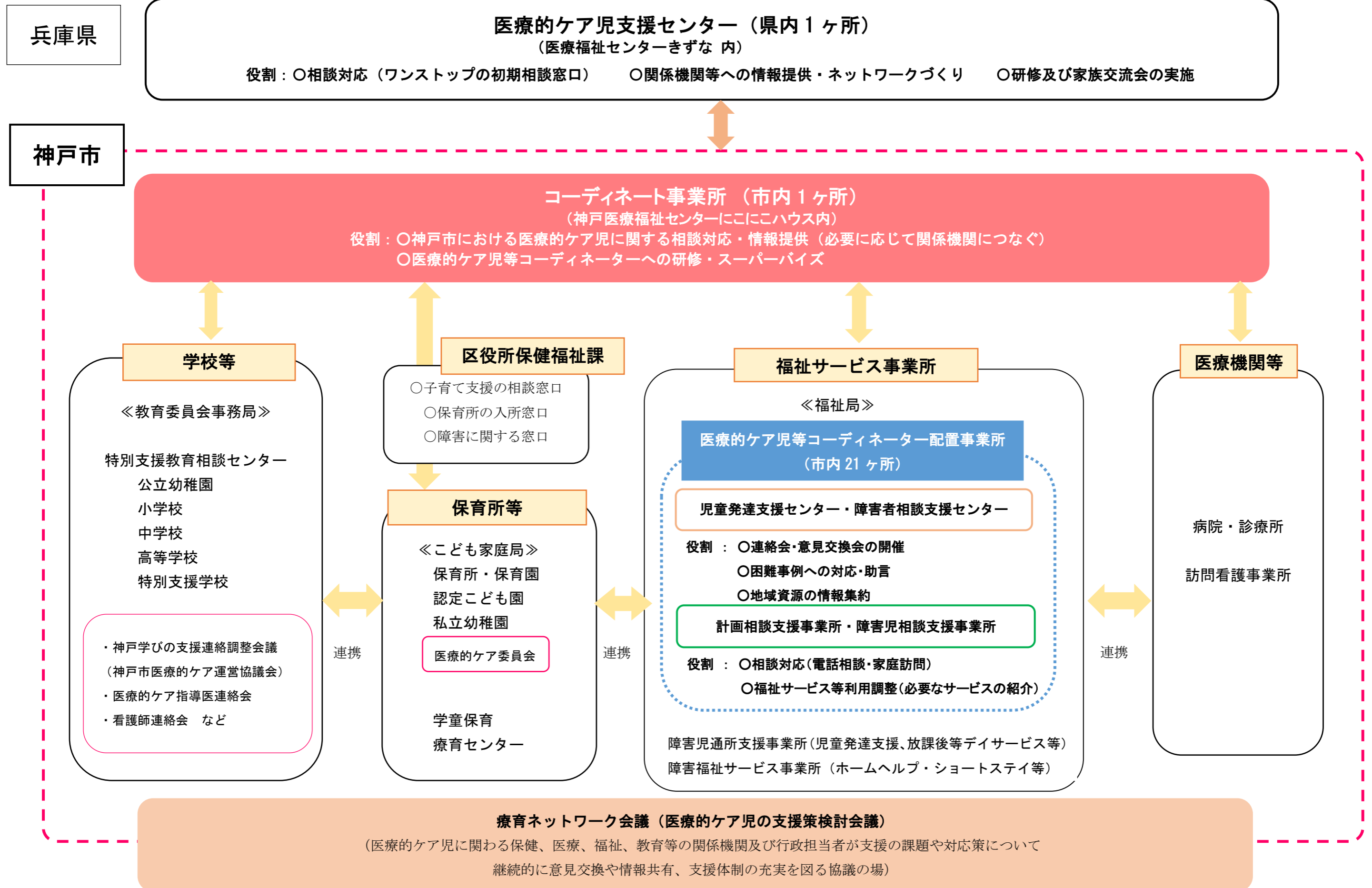
## 資 料

---

- 資料1 神戸市における医療的ケア児等支援体制 (イメージ)
- 資料2 「医療的ケア児等コーディネーター」の状況
- 資料3-1 「神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業」の状況
- 資料3-2 「情報登録書」関係書類
- 資料4 障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受け入れ状況
- 資料5 「障害児通所支援事業所ガイド」市ホームページ掲載について
- 資料6 第8回 医療的ケア児の支援施策検討会議(令和4年8月4日)の議事要旨

- [参考] 神戸市療育ネットワーク会議/医療的ケア児の支援施策検討会議(概要)  
神戸市療育ネットワーク会議「医療的ケア児の支援施策検討会議」実施状況

# 神戸市における医療的ケア児等支援体制 (イメージ)



## 「医療的ケア児等コーディネーター」の状況

福祉局障害者支援課

## 1. 医療的ケア児等コーディネーターの概要

「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割として、障害福祉サービス事業所等に配置されている。

(参考) 神戸市内の医療的ケア児コーディネーター配置事業所※

事業所種別	事業所数
障害者相談支援センター	11 カ所
計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所	6 カ所
障害福祉サービス事務所	3 カ所
医療機関	1 カ所
合計	21 カ所

※「養成研修」修了者が在籍している機関等

※令和4年7月神戸市ウェブサイトで公表

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/ikea/iryoutekikeaji.html>

## 2. 医療的ケア児等コーディネーター配置事業所における対応状況等

医療的ケア児等コーディネーター配置事業所に対し、アンケート調査を実施（令和4年12月）

## (1) 相談等への対応状況

①相談件数 計10件（令和4年12月末時点）

相談の状況	回答数
0件（相談無し）	10事業所
1件	8事業所
2件	1事業所
合計	19事業所

②相談者

- ・医療的ケア児の家族
- ・障害福祉サービス事業者
- ・学校（スクールカウンセラー）
- ・区役所

### ③相談内容

- ・受け入れ先の相談（保育所等）
- ・福祉サービスの利用（放課後等デイサービス、短期入所等）に関する相談
- ・特別支援学校に入学するにあたって必要な手続き
- ・通っている学校での対応についての相談 等

### (2) 課題等

- ・地域において医療的ケア対応可の事業所等が少ない
- ・医療的な知識・経験の不足
- ・医療関係機関の連携

## 「神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業」の状況

福祉局障害者支援課

## 1. 事業の概要

平成 28 年より、市内で在宅生活をしている重度障害児者が、安全・安心に地域で過ごせるよう急病時や災害時等において医療機関等への情報提供や受診についての連携支援等を行っている。

さらに、令和 4 年 4 月 1 日より医療的ケア児等支援における「コーディネート事業所」として位置づけ、兵庫県医療的ケア児支援センターとの連絡調整や、地域の医療的ケア児等コーディネーターの後方支援等を行う機能を担っている。

## 2. 「コーディネート事業所」の実績（令和 4 年 12 月末時点）

## (1) 関係機関、医療的ケア児の家族等からの相談・対応

## ①相談者

▶関係機関：415 件

【内訳】福祉関係：113 件（医療的ケア児等コーディネーター、相談支援事業所、福祉サービス事業所、その他）

教育関係：11 件

行政関係：48 件

医療関係：243 件

▶家族等：1,114 件

## ②相談内容

- ・福祉サービスに関する相談（入所・短期入所・受給者証等の制度・他施設状況等）
- ・診療に関する相談（当医療機関および他医療機関受診、入院・転院等）
- ・生活全般に関する相談

## (2) 研修の実施

①令和 4 年 6 月 29 日 第 1 回 神戸市医療的ケア児等コーディネーター研修

『在宅重症児者に対する支援～兵庫県・神戸市の現状と今後の課題～』

②令和 5 年度（予定）医療的ケア児等受け入れ事業所むけ研修

第 2 回 神戸市医療的ケア児等コーディネーター研修

## (3) ネットワークづくり

①ネットワーク会議等への参加：1 件 神戸在宅医療ネットワーク会議

②医療的ケア児の保育・教育機関へ巡回、カンファレンス参加：

- ・小学校 1 件（延 2 回巡回）
- ・保育園 1 件（延 2 回巡回）

③その他（医療的ケア児等受け入れ機関対象むけ研修の実施・参加）

- ・小児科学会兵庫県地方会特別講演（2022年9月17日）  
『在宅重症児者に対する支援～兵庫県・神戸市の現状と今後の課題～』
- ・神戸在宅医療ネットワーク（2022年10月27日）  
『神戸医療福祉センターにこここハウスの取り組み～医療・福祉・教育が連携して在宅重症児者を支える～』
- ・ひょうご移行期医療に関する研究会（2022年11月14日）  
『神戸市における重症心身障害・医療的ケア例の移行について～これまでの取り組み・現状・課題～』
- ・福祉防災研修（2023年2月4日予定）  
『その時福祉施設、特別支援学校に求められるもの』

（4）医療的ケア児に関するアンケート調査

「神戸市における医療的ケア児の医療・福祉・教育の利用状況に関するアンケート調査」  
（令和4年11月実施）

- ・保護者むけアンケート 回答 54 件 在宅生活で必要と感じるサービスについて
- ・事業所むけアンケート 回答 192 件 46 事業所で受け入れ実績あり

（5）兵庫県医療的ケア児支援センターとの連携

- ・神戸市における「コーディネート事業所」に関する取り組み等について情報交換を実施（適宜）
- ・「重度障害児者医療福祉コーディネート事業」（情報登録書等）について情報提供

3. 情報登録書の登録について

（1）実績：400人（令和4年12月末時点）

（2）勸奨先：兵庫県立こども病院地域連携室、神戸大学病院小児科医局

（3）登録の効果判定：情報登録書完了者むけアンケート実施 ※別紙資料

調査期間：令和3年12月1日～令和4年11月30日

（概ね1年に1回の更新時に実施）

回答者数：195名

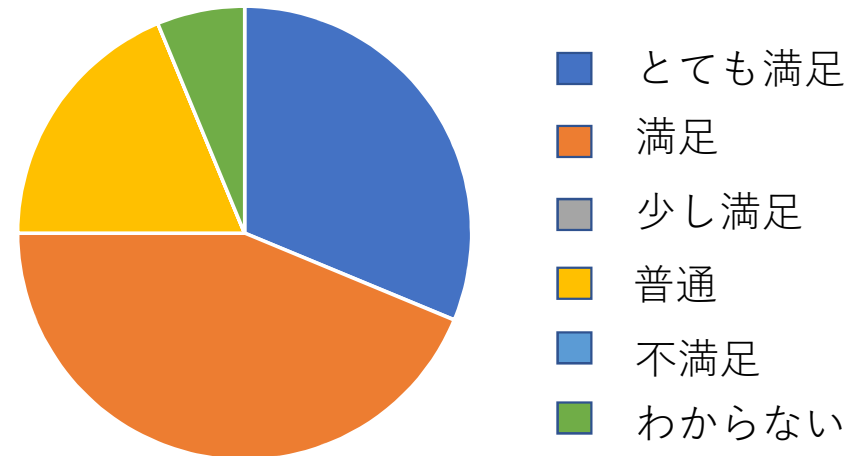
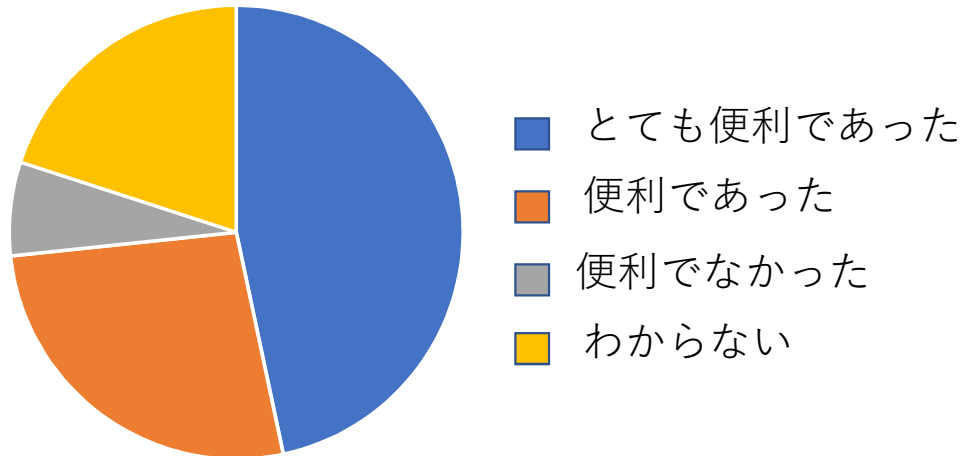
（4）個別避難計画の策定：

- ・情報登録書作成者を対象に、情報登録書をもとに、災害時に円滑に避難できるよう「災害時個別避難計画」を策定している。
- ・実績 104人（令和5年1月時点）

# 情報登録完了者の更新時アンケート

利用したことがある 38名  
利用したことがない 157名

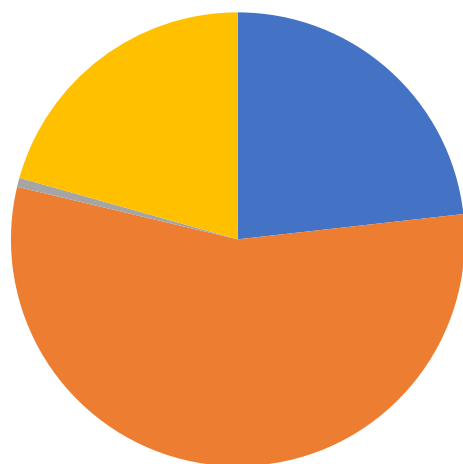
救急病院・救急隊員 31  
福祉事業所 7



# 情報登録完了者の更新時アンケート

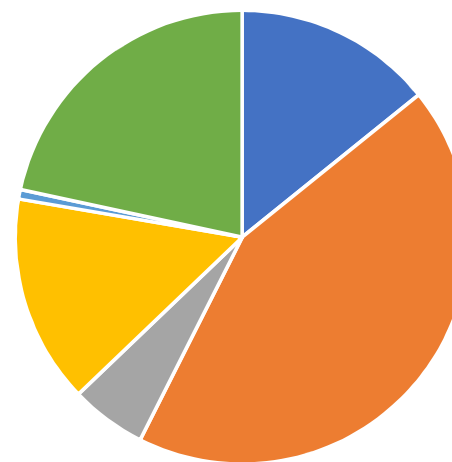
利用したことがある 38名

利用したことがない 157名



- 今後是非利用したい
- 利用したい
- 利用したくない
- わからない

今後利用したいですか？



- とても満足
- 満足
- 少し満足
- 普通
- 不満足
- わからない

情報登録書に総合的にどのくらい満足していますか？



# 情報登録完了者の更新時アンケート

- 息子に必要な情報が集約されており、必要に応じて使用したい。
- 災害時があると安心。
- 緊急の時には気持ちに余裕がなく全てを伝えることができないので情報登録書があると安心
- 1年に一度更新して見直しできることに満足。
- 親亡き後記録が残されている事がありがたいです。
- 基礎情報として活用するのに非常に有効な内容である。
- 急に思い出せないような入院歴や予防接種歴など、必要な時にすぐに確認できるので緊急事以外でも役立っています。
- 両親が付き添いできれば必要ないかもしれないが、施設利用時などの場合有効であるため。
- 入院した病院が情報登録書について、にこにこハウスについて知らなくてわかってもらえませんでした。（便利ではなかった。）

## 神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業

# 医療情報等の 登録事業を 行っています

神戸市では、在宅で生活している重度障害児者のみなさまが、地域で安全・安心に過ごせるよう、事前に登録した皆様の情報を地域における医療・保健・福祉・教育などと共有して、つながる支援を実施します。

ご登録いただいた情報は、原疾患や心身の状態が様々である重度障害児者のみなさまの長い診療経過や支援サービスの利用状況を関係機関と共有するために有効に活用できるだけでなく、災害時の支援にも利用可能です。

情報登録の趣旨をご理解のうえ、ご登録くださいますようお願いいたします。

## 【情報登録書の使用目的】

- かかりつけ病院以外の病院に緊急受診する際（体調不良の入院や外出先での受診等）の情報共有
- 複数の医療機関や訪問看護利用など医療機関との連携
- 医療や福祉サービスの利用状況を関係機関へ情報提供
- 災害時の支援

## 【対象者】

神戸市内にお住まいで、次のいずれかに該当する方  
（施設に入所されている方は除きます）

- 身体障害者手帳（肢体不自由）1級または2級、  
かつ療育手帳 A 判定の交付を受けている方（重症心身障害児者）
- 医療的ケアが必要な方

◎当事業・情報登録書についてのお問合せは…

神戸市福祉局障害者支援課  
電話 078-322-6780

情報登録書(ご家族等記入用①)

氏名( ) 生年月日( ) 性別( )

同居家族  父  母  兄  姉  弟  妹  その他( )

主な介護者  父  母  兄  姉  弟  妹  その他( )

身体障害者手帳  無  有 →( )級 療育手帳  無  有 →等級( )

コミュニケーション(複数選択可能です)

- I:簡単な会話ができる
- II:有意語がある
- III:要求やyes/noの表出ができる
- IV:簡単な言葉かけを理解する
- V:呼びかけに反応する
- VI:快・不快の表現をする
- VII:無反応

視覚  見える  見えない(見えにくい) →  右  左  両方 →  義眼  眼鏡等

聴覚  聞こえる  聞こえない(聞こえにくい) →  右  左  両方 →  補聴器

褥瘡  無  有 → 部位( )  
→ 処置の内容( )

食事方法  自力摂取  部分介助  全介助

食事姿勢  車イス  ベッド  立位台  臥位  その他( )

水分形態  液体状  ゼリー状  とろみ状

排尿回数( )回/日 排便回数( )回/( )日 摘便  可  不可 浣腸  可  不可

排泄方法  トイレ誘導  オムツパッド交換  導尿  尿器  その他( )

夜間の姿勢  仰臥位  左側臥位  右側臥位  腹臥位

体位交換  無  有 →( )時間毎

不眠時の対処法( )

可能な姿勢と移動  寝返り  腹這い  自力座位  つかまり立ち  手引き歩行  車イス自走  
 四つ這い  膝立ち歩き  腹臥位  自力での立位  自力歩行

使用している装具等  車いす  歩行器  クラッチ  靴型装具  コルセット  
 座位保持装置  SRC  長下肢装具  インソール  その他  
 立位台  杖  短下肢装具  頭部保護帽 ( )

<予防接種>

疾患名	予防接種1回目		予防接種2回目		
	罹患	接種	接種日	接種	接種日
麻疹	<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済	<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済		<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済	
風疹	<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済	<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済		<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済	
水痘	<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済	<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済		<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済	
流行性耳下腺炎	<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済	<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済		<input type="radio"/> 未 <input type="radio"/> 済	

# 情報登録書(ご家族等記入用②)

氏名( ) 生年月日( ) 性別( )

## <ご家族等連絡先>

氏名( ) ※本人以外に連絡の取れる方をご記入ください

連絡先( ) ※連絡先が登録者の方と同じであれば、記入は不要です。

住所( )  
※住所が登録者の方と同じであれば、記入は不要です。

## <就学状況> 学校名をすべてご記入ください

就学前( )  在籍  卒業

小学校( )  在籍  卒業

中学校( )  在籍  卒業

高校( )  在籍  卒業

## <福祉サービスの状況等>

障害支援区分  無  有 →  1  2  3  4  5  6 有効期間( 年 月)

利用中のサービス内容及び事業所

サービス名	事業所名	電話番号

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)作成

セルフプラン  有 → 事業所名( )

## <かかりつけ医>

医療機関名	担当科	担当医	電話番号

## <訪問看護事業所等>

事業所名	電話番号

情報登録書(医療機関確認用①)

氏名( ) 生年月日( ) 性別( )

登録番号	<input type="text"/>	受付日	<input type="text"/>	登録日	<input type="text"/>	更新日	<input type="text"/>
登録者連絡先	<input type="text"/>						
登録者住所	<input type="text"/>						

病名	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

内服薬			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

外常用薬			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

アレルギーの有無  
○無 ○有 →

食物①	<input type="text"/>	薬物①	<input type="text"/>
食物②	<input type="text"/>	薬物②	<input type="text"/>
食物③	<input type="text"/>	薬物③	<input type="text"/>
食物④	<input type="text"/>	薬物④	<input type="text"/>
食物⑤	<input type="text"/>	薬物⑤	<input type="text"/>

感染性疾患  
 B型肝炎ウイルス  C型肝炎ウイルス  HIV  MRSA  その他( )

日常のバイタルサイン  
身長( )cm 体重( )kg 体温( )°C SPO2( )% 呼吸数( )回/分  
心拍数:睡眠時( )/分 覚醒時( )/分 血圧:最高( )mmHg 最低( )mmHg

手術歴

年月	病名	入院期間	医療機関名
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

入院歴

年月	病名	入院期間	医療機関名
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

輸血歴 年 月 年 月 年 月

情報登録書(医療機関確認用②)

氏名( ) 生年月日( ) 性別( )

呼 吸	喘息の既往 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → 最近の入院( 年 月 ) 治療法( )
	肺炎の既往 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → 最近の入院( 年 月 ) 治療法 → <input type="checkbox"/> 酸素 <input type="checkbox"/> 気管挿管
在宅 ケア	吸引 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 気管内 → 回数 <input type="radio"/> 体調不良時のみ <input type="radio"/> 6回/日未満 <input type="radio"/> 6回/日以上 <input type="radio"/> 1回/時間以上
	吸入 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → 治療法( ) 回数 <input type="radio"/> 6回/日未満 <input type="radio"/> 6回/日以上
	酸素投与 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="radio"/> 体調不良時のみ <input type="radio"/> 夜間のみ <input type="radio"/> 終日 → ( )ℓ/分 開始時期( 年 月 )
	鼻咽頭エアウェイ <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
	単純気管切開 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="radio"/> カフ無カニューレ <input type="radio"/> カフ有カニューレ <input type="radio"/> カニューレ無 →製品( ) サイズ( ) 手術時期( 年 月 )
	喉頭分離術 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="radio"/> カフ無カニューレ <input type="radio"/> カフ有カニューレ <input type="radio"/> カニューレ無 →製品( ) サイズ( ) 手術時期( 年 月 )
	腕頭動脈離断 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → 手術時期( 年 月 )
	人工呼吸器 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="radio"/> 侵襲的(気管切開有) <input type="radio"/> 非侵襲的(気管切開無) →呼吸器種類( ) →使用時間 <input type="radio"/> 夜間のみ <input type="radio"/> 終日 使用開始時期( 年 月 ) →呼吸器条件 <input type="radio"/> 従圧式 <input type="radio"/> 従量式 →吸気圧( ) →一回換気量( )ml →PEEP( ) →PEEP( ) →回数( )回 →回数( )回
	排痰補助器 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="checkbox"/> カフアシスト <input type="checkbox"/> IPV
	栄 養
経口 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → 食形態 <input type="checkbox"/> 常食 <input type="checkbox"/> 荒キザミ <input type="checkbox"/> キザミ <input type="checkbox"/> ムース・ミキサー	
経管 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="radio"/> 経鼻 <input type="radio"/> 胃ろう <input type="radio"/> 経腸 →tube種類( ) サイズ( )Fr シャフト長( ) 開始時期( 年 月 ) 胃ろう造設時期( 年 月 ) 栄養剤種類( ) 注入量( )ml × ( )回 ( ) 注入量( )ml × ( )回 ( ) 注入量( )ml × ( )回	
てんかん	てんかん発作 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="radio"/> 日1回以上 <input type="radio"/> 週1回以上 <input type="radio"/> 月1回以上 <input type="radio"/> 年1回以上
	てんかん重積の既往 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → 入院既往 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
その他の医療的ケア	VPシャント <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → 最終入替時期( 年 月 )
	導尿 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → <input type="radio"/> バルン留置 <input type="radio"/> 間歇導尿 → 導尿回数 <input type="radio"/> 3回以上/日 <input type="radio"/> 3回未満/日 開始時期( 年 月 )
	人工肛門 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → 設置時期( 年 月 )
	中心静脈栄養 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → ポート埋込 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 開始時期( 年 月 ) 最終入替時期( 年 月 )
	その他 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 → ( )
現時点での希望されない医療的処置	<input type="checkbox"/> 輸血 <input type="checkbox"/> 気管内挿管 <input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 呼吸器装着 <input type="checkbox"/> 経管栄養 確認日( )
その他の特記すべき事項	

上記内容を確認しました。 平成 年 月 日

病院の名称  
所在地

診療担当科名  
医師氏名

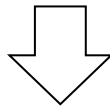
印

診療担当科名  
医師氏名

印

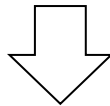
## 「情報登録書」の登録までの流れ

- 1、 ご家族等が、「情報登録書」（様式第1号・第2号）にご記入ください。

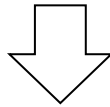


- 2、 ご家族等が、記入済の「情報登録書」（様式第2号）を医療機関に提出し、主治医等による追記・確認を受けてください。

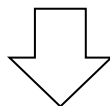
その際、医療機関には、ご家族等が記入押印済の「医師確認文書料支給申請書」（様式第3号）と、未記入の「医師確認文書料請求書」（様式第4号）も、あわせてご提出ください。



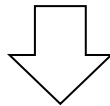
- 3、 医師確認済の「情報登録書」（様式第2号）を医療機関からお受け取りください。



- 4、 神戸医療福祉センターにこここハウスへ、「情報登録書」（様式第1号・第2号）をご提出ください。



- 5、 神戸医療福祉センターにこここハウスで、ご家族等から提出された「情報登録書」（様式第1号・第2号）を確認し登録を行います。



- 6、 神戸医療福祉センターにこここハウスから、「情報登録書」（様式第1号・第2号）のコピーをご自宅へ郵送いたします。

（裏面以降の各手順の説明をご覧ください）

## (各手順の説明)

### 1、「情報登録書」のご家族等によるご記入

「情報登録書」は、①ご家族等記入用（様式第1号）と、②医療機関確認用（様式第2号）の2枚あります。

ご家族等に2枚ともご記入いただきますが、医療機関確認用（様式第2号）の内容で不明な箇所は、主治医等に記載を依頼してください。その際は不明な箇所を赤色でわかるように示して、主治医等にご提出ください。

#### ご記入方法

##### ①ご家族等記入用（様式第1号）について

- ・主な介護者 主たる介護者を1～2名チェックしてください。
- ・視覚 追視を認めない場合は見えない（見えにくい）にチェックしてください。
- ・聴覚 呼びかけに反応がない場合は聞こえない（聞こえにくい）にチェックしてください。
- ・褥瘡 最近6ヵ月以内の状態をご記載ください。
- ・予防接種 罹患については母子手帳に記載がある場合済としてください。予防接種はMRワクチンを接種した場合は、麻疹と風疹の両方にご記載ください。
- ・かかりつけ医 主たるかかりつけ医を最上段にご記載ください。複数の医療機関にかかっている場合、すべてご記載ください。

##### ②医療機関確認用（様式第2号）について

- ・病名 障害の原因となった病名（脳性麻痺、染色体異常症、急性脳症など）からご記載ください。現在継続的に問題となっている病名（てんかん、視力障害、側彎症、胃食道逆流症、腎結石など）も記載してください。過去に問題となったが現在回復した病名（気管支炎、肺炎など）は記載不要です。欄が不足する場合は欄外へ記入してください。
- ・内服薬 現在継続的に内服している薬剤をご記載ください。欄が不足する場合は欄外へご記載ください。
- ・外常用薬 現在継続的に使用している点眼薬、吸入薬、軟こう等をご記載ください。
- ・アレルギーの有無 食物については現在摂取を制限している食品をご記載ください。血液検査でアレルギーを認められても、現在摂取している食品は記載不要です。薬物は使用を制限されている薬剤をご記載ください。



- ・ 感染性疾患 最近1～2年以内に検査をされて陽性のものをチェックしてください。
- ・ 日常のバイタルサイン 体調が良い時の日常的な数値を記載してください。SpO2や血圧など計測の記録がない方は記載不要です。
- ・ 手術歴 VPシャント術の入れ替えや先天性心疾患等で複数回手術歴がある場合は、主たる手術暦を記載してください。手術時期は「何月」か不明の場合は、「何年」までの記載で結構です。5年以上前の手術は何歳頃という記載でも結構です。
- ・ 入院歴 手術暦に記載している入院は省いてください。肺炎や腸炎などで複数回入院している場合は、最近3年以内を直近からご記載ください。
- ・ 輸血歴 最近5年以内にご記載ください。
- ・ 呼吸、吸引、吸入の頻度 最近6ヵ月間の状態を記載ください。
- ・ 栄養 経口摂取と経管栄養を併用されている場合はどちらの状況も記載ください。経管栄養の注入内容は水分を省いてご記載ください。
- ・ てんかん 発作頻度や屯用薬剤の使用頻度は最近6ヵ月以内の状態をご記載ください。
- ・ 導尿 間歇導尿（毎日数回ネラトンカテーテルを挿入する方法）の場合導尿の回数をご記載ください。毎日導尿していなくても時に導尿を要する場合は3回未満/日にチェックしてください。
- ・ 現時点での希望されない医療的処置  
本人の意思、もしくは主治医等と相談の上、今後体調が急変した際にも行わないと話している医療的処置がある場合はチェックを入れてください。

## 2、ご家族等が「情報登録書」（様式第2号「医療機関確認用」）を医療機関に提出し、主治医等による追記・確認を受ける。

ご家族等で可能な範囲の記載が完了したら、主治医等に提出して追記・確認を依頼してください。なお、主治医が兵庫県立こども病院の場合、確認は、「医事課文書係」に依頼してください。

なお、主治医等が複数の場合の提出方法は、以下の通りです。

### ・主治医等が複数の医療機関の場合：

ホームドクターなどの主たる医療機関に確認を依頼していただきますが、診療科が異なるため、どうしても複数の医療機関での記載が必要な場合は、ご家族等が記載した後にコピーをお取りいただき、それぞれの医療機関に提出して記載と確認を依頼してください。

### ・かかりつけの病院は一カ所だが診療科が複数の場合：

ご家族が記載した後、記載を依頼する箇所を赤色で示し、どの診療科にどの部

分を依頼したいかがわかるようにして提出ください。

※ご家族が記入、押印した「医師確認にかかる文書料助成申請書」（様式第3号）と、未記入の「医師確認文書料請求書」（様式第4号）もあわせて医療機関にご提出ください。

「情報登録書」の医師確認の文書料について、ご家族等の負担は不要です。

### 3、医師確認済の「情報登録書」（様式第2号）を医療機関から受け取る。

### 4、神戸医療福祉センターにこここハウスへ「情報登録書」（様式第1号・第2号）及び同意書を提出する。

主治医等から「情報登録書」の確認を受けたら、まず、神戸医療福祉センターにこここハウスへ電話で、来院されて提出するか、郵送で提出するかをお知らせいただいたうえで、同意書と一緒に、神戸医療福祉センターにこここハウスへご提出ください。

### 5、登録完了

神戸医療福祉センターにこここハウスで、内容を確認し、登録番号、登録日等を記載し登録完了となります。

「情報登録書」（様式第1号・第2号）のコピーが、神戸医療福祉センターにこここハウスから郵送されますので大切に保管して下さい。「情報登録書」の原本は神戸市に、コピーを神戸医療福祉センターにこここハウスに保管しています。紛失された際は、神戸医療福祉センターにこここハウスまでご連絡ください。

医療機関や事業所などを利用される際には、「情報登録書」をご家族等からご提出ください。緊急入院の際など、ご家族等から医療機関に「情報登録書」の提出が困難な際には、神戸医療福祉センターにこここハウスへお電話ください。神戸医療福祉センターにこここハウスから医療機関へ情報登録書の提供が可能です。

#### 【情報登録書についてのお問い合わせ先】

神戸医療福祉センターにこここハウス

電話 080-2519-3726

（受付時間：平日 9：00～16：30）

※祝日・年末年始は除く

## 障害児通所支援事業所における医療的ケア児の受け入れ状況

福祉局障害者支援課

事業所種別	全事業所数 (R5.1 時点)	医療的ケア児の受入あり		
		重心型※1 ／重心型以外	事業所数	延べ利用人数
児童発達支援	169 事業所	重心型	12 事業所	35 人※2
		重心型以外	6 事業所※3	19 人※3
放課後等デイサービス	309 事業所	重心型	17 事業所	99 人※2
		重心型以外	3 事業所※3	7 人※3

※1・・・「重心型」とは、特定の従業員の配置基準を満たし、主として重症心身障害児を  
通わせる事業所（下記参照）。

※2・・・延べ利用人数：令和4年12月時点（アンケート調査より）

※3・・・重心型以外の事業者数・延べ利用人数：令和4年10月報酬請求情報より

（参考）児童発達支援※・放課後等デイサービスの人員基準・利用定員

「**重心型**」の事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）

人員基準	児童指導員又は保育士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	嘱託医	1人以上
	看護職員	1人以上
	機能訓練担当職員	1人以上
	管理者	原則専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は兼務可)
利用定員	5人以上	

「**重心型以外**」の事業所

人員基準	児童指導員又は保育士	2人以上 ※1人以上は常勤 ※児童数によって追加配置
	児童発達支援管理責任者	1人以上（専任かつ常勤）
	（看護職員）	医療的ケアを行う場合に置く
	（機能訓練担当職員）	機能訓練を行う場合に置く
	管理者	原則専ら管理業務に従事するもの (業務に支障がない場合は兼務可)
利用定員	10人以上	

（※）「児童発達支援センター」については別途要件あり

## 「障害児通所支援事業所ガイド」市ホームページ掲載について

神戸市では、子どもの障害や発達の特徴に応じて多様な支援を行っていますが、子どもの発達に関する相談のニーズは高く、「子どもの成長・発達に関する相談」（市ホームページ）において、相談窓口などの情報提供を行っているところです。

その一環として、本市の通所支援サービスの内容が分かる『障害児通所支援事業所ガイド』を新たに作成し、神戸市ホームページに掲載しております。

本ガイドは、令和4年8月時点、市内で事業所登録されている障害児通所支援事業所を対象にアンケートを実施し、ご回答いただいた事業所の情報を掲載しています。詳細は、以下URLよりご覧ください。

（市ホームページ）

## [障害児通所支援事業所ガイド]

令和4年8月に、市内349ヶ所の障害児通所支援事業所にアンケートを実施。  
回答いただいた177事業所の情報を市HP掲載。

## 【掲載内容】

- 全体版（掲載可能な全事業所・全サービスを1ファイルにまとめて掲載）
- 分割版（サービス種別ごとに、事業所一覧・個票を掲載）

- サービス種別

児童発達支援センター／児童発達支援（区ごとでも閲覧可）／  
放課後等デイサービス（区ごとでも閲覧可）／保育所等訪問支援

- 個票（区ごとにまとめて順番に掲載）

東灘区＞灘区＞中央区＞兵庫区＞北区＞長田区＞須磨区＞垂水区＞西区



[https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien\\_jigyosho\\_guide.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_jigyosho_guide.html)

※「障害児通所支援事業所ガイド」掲載事業所（177事業所）のうち、  
医療的ケア児への支援相談について「相談可」の記載があった事業所

- |             |       |
|-------------|-------|
| ○児童発達支援センター | 4事業所  |
| ○児童発達支援     | 18事業所 |
| ○放課後等デイサービス | 32事業所 |

## 神戸市療育ネットワーク会議「第8回 医療的ケア児の支援施策検討会議」 議事要旨

(日 時) 令和4年8月4日(木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 505 会議室

○…委員意見 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

## 1. 医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制について

&lt;事務局より資料1、2、3、4について説明後、委員による意見交換&gt;

- 医療的ケア児等コーディネーター（以下、コーディネーター）の「等」には、児童に加え、大人の相談も受けるという意味が含まれているのか。医療的ケア児支援センターは、対象が18歳までであるが、将来的な見直しを見込んで、対象年齢が拡大されることを想定した仕組み作りが必要と思われる。
- コーディネーターの「等」は、大人も（重症心身障害児者が）含まれている。
- 県の医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者がコーディネーターとして配置されるとのことだが、資料4の「医療的ケア児等コーディネーター配置事業所一覧」では、医療機関のある区と、障害者相談支援センターのみの区があるが、今後は医療機関が増えていくのか。またコーディネーターとなった後のサポート体制はどうなっているか。
- 公表への同意を得られた事業所のみを一覧に記載しているため、他にもコーディネーターを配置している事業所は存在する。コーディネーターの人材育成については、県のコーディネーター養成研修の周知と合わせて、県の養成研修修了者に神戸市のコーディネーター研修を受けていただき、コーディネーター間のネットワークを構築していきたい。引き続き、コーディネーターを増やしていきたいと考えている。
- 県の養成研修を修了した神戸市のコーディネーターをどのように把握しているのか。
- 県の養成研修修了者のうち、神戸市への情報提供に同意を得られた方の情報を県より提供してもらい、県から情報提供されたコーディネーターへ、神戸市のコーディネーター研修を案内している。
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修は、県が中心になっている。今後、県内の圏域ごとにコーディネート事業所のような機能が作られ、フォローアップ研修を開いていくことになる。今回、神戸市でも研修が開催された。引き続き、コーディネーター配置事業所をサポートしていただきたい。
- 今後、コーディネーターの相談支援の役割がかなり重くなると思うが、対応は可能なのか。
- コーディネーターが相談を受ける中で、どの機関につなげば、その人たちの生活がより良くなるのかを考えるという点で、連携先や連携方法の情報をどう掴むかが重要になると思う。各関係機関がどのような機能になっているのかを知っておくことが非常に重要であると思う。

○医療的ケアに関しては、にこにこハウスからある程度サポートしていただけるということなので、保健師の方等に、相談支援事業所を紹介するよう伝えていく。ケースを積み途中で慣れる部分もあると思うので、積極的に関わっていただきたい。

## 2. 特別支援教育相談センターについて

<事務局より資料5、6について説明後、委員による意見交換>

○資料6で、就学相談での情報から、最終的に個別のネットワークプランが作成されるとのことだが、これは希望者のみか、医療的ケア児などすべての児童が対象か。

●本市の場合、特別支援学校、特別支援学級、通級指導を受ける児童・生徒については、必ず個別の指導計画、個別の教育支援計画（ネットワークプラン）を作成する。医療的ケア児も必ず作成することになる。

○ICTを活用されているが、ICTを利用しにくい家族にはどのような対応を行っているか。

●市教育委員会事務局内でも注視しているところであり、e-KOBEやkintoneの利用が難しい方は、電話での相談対応をしている。市総合教育センターで保護者と一緒にネットワークプランを作成するなど、保護者のニーズに応じて対応していきたい。

○両親の関わりが困難な場合、両親以外の親族が、就学相談やネットワークプランの作成ができるのか。

●可能。個々に応じた対応をさせていただく。

○今年度の就学相談の予約〆切（7月15日）までに、特別支援教育の対象となる児童のうち、何割ぐらいが相談しているのか。

●最大で500件を想定していた。500件の根拠は、例年の特別支援教育を受ける新1年生の人数（300人弱）を標準ラインとして、500件まで対応可能としている。実際に、予約〆切までに315件の相談があり、その後も、電話で個別相談の連絡があるため、年間で400件近くの相談件数と見込まれる。

○学びの支援センターでは、これまで主に発達障害の方を扱っていた。再編後の特別支援教育相談センターの職員体制に大きな変更がないように思うが、医療的ケアに関する相談の対応は十分にできているのか。

●従前より特別支援学校で地域相談を担当していた教員が、特別支援教育相談センターの一員に入っており、医療的ケアに関する相談に対応できる体制をとっている。

○就学相談に関しては、医療機関等の中には情報が十分に共有されていないところが多くあった印象。今年度は初年度であるため、次年度以降も引き続き広報や手続き方法の周知などをお願いしたい。

○親などの家庭の事情で学校に行けない場合、特別支援教育相談センターでの対応は可能か。

- 学校と教育委員会事務局には、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置している。学校、SSW、区役所などの支援者が集まり、子どもや家庭を支えることができるか検討することになる。
- 特別な理由で学校に通えていない場合は、まずは学校に相談していただき、そこから必要な機関と連携を取っていく。

- 特別支援学校からみて、特別支援教育相談センターが開設されたことによる変化はあるか。
- 特別支援教育相談センターから、子どもの相談情報が事前に提供される仕組みになるので、学校で相談を受けるときにスムーズになると思う。また、特別支援学校の立場では、どの学校に通うべきか伝えにくい。特別支援教育相談センターが、子どもの状況により各学校で取り得る対応を情報提供してもらえると、保護者も就学先を考えやすいと思う。
- 障害者相談支援センターに相談に来られた保護者に対し、就学先の情報を適切に案内することが難しかったり、誤解を招いたりすることもあるので、特別支援教育相談センターの仕組みは大切だと思う。

### 3. 神戸市における医療的ケア児の通いの場について

<事務局より資料7、8-1、8-2、9、10、11、12について説明後、委員による意見交換>

- 市立特別支援学校においては、認定研修実施委員会及び神戸市医療的ケア連絡会で、4つの特別支援学校が集まり、各学校の状況の報告や保護者からの意見を共有している。各学校に指導医が配置され、学校としてはとても安心感がある。主治医の指示の下に医療的ケアを行っているが、主治医が学校での児童の状況を把握していない場合には相談が難しく、時間的な制約も多い。学校の状況を理解している指導医に相談することで、主治医と学校の間に入っていただくこともあり、支援が円滑に進んでいる。
- 令和2年度より医療的ケア指導医連絡会が実施されるようになり、支援が円滑になった。コロナ以前は、主治医が年1回指導のために学校を訪問していたが、最近は学部が変わるときだけになっている。学校の中での児童の困り事が、適切に主治医に伝わっていないこともあったと思う。4校に医療的ケア指導医が配置されたことで、医師から学校の様子が見やすくなった。年1回、4校で会議をすることで、他校の指導医とも情報共有ができ、神戸市の医療的ケア児の全体像が見えやすくなった。神戸市全体の医療的ケア児の様子、人工呼吸器装着児の人数、家族の付き添いや送迎の課題について、会議を通じて把握できるようになった。教育委員会が医療的ケア指導医指導医連絡会のシステムを整えた成果だと思う。
- 6月のコーディネーター研修時に、相談支援専門員から、学校の様子が一番見えにくいと伺った。訪問看護ステーションのネットワーク会議でも、訪問看護師の方から学校の医療的ケアがどのように進められているか分かりにくいと伺った。学校の様子は、福祉からも、医療からも見えにくいことを改めて感じた。コーディネーター研修を受講された医師より、学校での困りごとや、問題点が見えてよかったという感想をいただいた。医療と教育と福祉の連携を進める必要性があり、少しずつ進んでいることを感じている。

- 医療機関としては、急性期の治療に専念しており、教育などに関しては任せている部分が多いのが実情である。送り出す医療機関としても教育・福祉について病院の医師たちに啓蒙する必要があると思う。
- 医療的ケア児が地域で生活していく上で、教育や福祉の観点から十分に考えられていない部分は多々あり、危惧しているところである。
- 指導医が主治医とのつなぎ役になると思う。国の動向として、文部科学省は来年度、医療的ケアの指導医と学校間でICTを活用したモデル事業を実施することが予定されている。神戸市は一步前に進んでいると思う。兵庫県も、県内の医療的ケアに関わっている医師同士のネットワーク構築を検討していると聞いている。
- 特別支援学校における医療的ケアの管理については、神戸市ではかなり進んだと思う。一方で、一般の小中学校にも人工呼吸器装着等の児童が在籍している。訪問看護師の配置時間外は家族が付き添いをされると聞いた。小中学校での安全管理はどうなっているのか。
- 小中学校等で医療的ケアを必要とする子どもたちがいる場合には、校内医療的ケア委員会において、学校で子どもたちが安全に過ごせるように協議している。人工呼吸器等の場合は、同委員会に特別支援教育課の指導主事も加わり、訪問看護ステーション看護師が担う週10時間以外を、保護者にどのように支援いただくかを調整しながら進めている。
- インクルーシブ（教育・保育）の希望が増える中、いかに安全にサービスを提供できるかが課題。一挙に進めることは難しいので、最終的な目標に至るロードマップの中で一歩ずつ進めていくことになる。
- 医療的ケア児支援法では、家族の離職の防止が掲げられているが、これは学校での家族の付き添いがいないことや、通所・通学の保障という点を主に挙げていると思う。まずは、この点で安全を保障することが必要である。
- 保育所等を利用されていた医療的ケア児は、地域の小学校に進学される方が圧倒的に多いが、保育園で酸素療法の医療的ケアを受けていた児童が、地域の小学校に就学を希望された場合に同様の支援（看護師の配置時間）でない問題も出てくるので、就学時など次のステップにどのように繋ぐのかを考えておくことが必要ではないか。
- インスリン注射や導尿については、児童が自己導尿や自己管理を学び、幼稚園から引き継いで小学校へ就学するため、あまり問題はない。一方で、酸素が必要な心疾患等の児童は、そのまま地域の小学校に引き継ぐのは難しいと思う。小学校の医療的ケアの情報を伝えておかないと、保護者の想定と異なる可能性がある。
- 未就学の人工呼吸器装着の児童は、市総合療育センターでも受け入れている。現在、東部・西部療育センターでは人工呼吸器装着児の受け入れ体制が十分でないため、非常に遠方から総合療育センターへ来園されるケースもある。全体として就学前から就学後へどのようにつないでいくかを考えていかないと、地域の小学校への入学を希望したが入学することができない事態が生じる。全体的な情報共有が必要である。
- 医療技術の進歩により、早期に心臓手術が可能となった。同時に、肺の発育が未熟なため、一定期間酸素療法をしなければならぬ子どもが増えた。酸素をつないで保育園等に行くこ



とになり、親の会でも保育所選びが問題になっている。小学校へ上がるまでに酸素が外れればいいが、夜間は使用し日中は外す方も多い。学校の進級の際に連携が取れていないことが多く、保護者が最初から説明することもあるため、ネットワークプランで情報共有されることはありがたい。

- 親の会では、病弱児学級の設置に関する意見がある。病弱児学級が小学校にあれば医療的ケア児が安心して通学できる。また、宿泊を伴う校外学習のみならず遠方の校外学習にも看護師の同行があれば、親の負担がないという意見が多い。

本検討会議はとても分かりやすく、きめ細かい形で見えるので、ありがたい。

- 一般校となると、学校医の負担が多いと思うがいかがか。
- 学校医でも詳しい先生もおられるが、全体的にはなかなか厳しい。医療的ケア連絡会には、指導医と教職員に加えて、今後はかかりつけ医も関わるなど、医師が詳しくなる機会が増えるといい。
- 一般校で医療的ケアを実施する場合、校内安全検討委員会に学校医に入っただくことになるので、医師会の先生方とも協力しながら進めていきたい。
- 病弱児学級にも医療的ケア等、主治医の先生と連携するケースがある。
- 一般校の肢体不自由や病弱学級に、非常に重度で医療的なサポートも必要な児童が入級しているの、今後サポートが必要だと思う。
- 重症心身障害児型（重心型）の児童発達支援事業所の数がかかなり増加しているが、ネットワークができていない。事業所が個別で判断したり動かれたりして、非常に不安が強いと聞いている。
- 小規模の事業所が多いことから、全体的に情報共有が出来ていないことは課題として認識している。まずは、重心型の事業所といった、実際に医療的ケア児を受け入れている事業所を対象に、コーディネート事業において、スキルアップ研修やネットワーク形成などの支援を検討している。
- 全国規模の重症児者のネットワークもあるが、兵庫県内では加入が非常に少ない。行政がある程度ネットワーク形成の支援をする必要があると思う。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所の現状として、非常に脆弱な体制の中での医療的ケアであり、相談する機会もなく孤立している。例えば、看護師を配置しても、指示をする医師が地域にはいない。病院に主治医はいるが、地域の中で事業所がいざという時に助けをもらう医師がいない。
- 訪問看護ステーションの現状としては、慢性的な人材不足である。訪問看護師自体が少ないことに加え、小児の経験をしている訪問看護師はごく僅かで、実践の中で教育するOJTが主になっている現状。必ずしも小児科医でなくとも医師と連携している実態があるので、そのような訪問看護ステーションが増えていけばいい。
- 複数の事業所を利用している人がいる反面、利用できていない人もいるのではないか。
- 利用できていない方がいる可能性はあるが、事業所を利用されていない方の情報を把握することはできないため、資料は事業所を利用している医療的ケア児の人数となっている。

- 療育センターでも複数の事業所を並行利用している方は多い。例えば、児童発達支援事業所を週2回利用、週1回は療育センター診療所で理学療法などを受けている。一方、人工呼吸器装着児の場合は、移動が難しい等のアクセスの問題がかなりある。
  
- 放課後等デイサービスに関して、延べ利用人数が117名であり、市内の医療的ケア児が小中高合わせて約120名と考えると、利用している人は恐らく、掛け持ちをしながらほぼ毎日利用している状況がある。事業所が毎日学校に迎えに行き、事業所から家まで送ってもらう生活の方がいる一方で、放課後等デイサービスを探すまでに至っていない重症度の高い方が、送迎の問題で学校にも通えていない場合がある。  
学校からの送迎の問題が放課後等デイサービス利用により、ある程度解決できるため、保護者の付き添いが不要なレベルの方は放課後等デイサービスにつないでいく方がよい。事業所が重症度の高い方を受け入れた場合の加算や、学校と放課後等デイサービスの連携を進めていかないと学校の送迎の問題は解決しないと思う。
- 特に重い重症児を受け入れる事業所は限られているので、放課後等デイサービスのネットワークや情報の整理をしていただきたい。
- 情報が不足している事業所に対しては支援をしていきたい。学校と放課後等デイサービスの連携については、学校ともどういう連携ができるか今後検討していきたい。
  
- 学童保育の中で、医療的ケアはどこまで扱うのか。今の自治体の中で、学童保育の中で医療的ケアを扱えるケースは極めて限られていると思う。現状、一般的な怪我などの事故や健康面での情報はどの程度把握されているのか。医療的ケア児の受け入れを検討するにあたっては、学童保育の現場で起こっているインシデントやアクシデントの状況を把握できていることが前提になると思う。
- 軽い怪我まで全て把握できているとは言い難いが、保護者の方に連絡が必要であるような案件については運営者・指定管理者から神戸市に報告されるので、状況は把握している。
- 学校の医療的ケア連絡会のような安全性について判断できる組織立った仕組みが必要かと思う。例えば、インスリンの自己注射をできる児童が学童保育に入りたいというケースや、導尿用スペースさえ確保できれば学童保育で過ごせるようなケースが想定される。
- 保育の現場においては、医療は切り離されている実情があり、医療的なケアを保育所や学童保育で行うことは非常に難しい。学童保育には定員もないので、しっかりとした仕組みが必要である。安直にすると危険であるので、まずは安全に受け入れられる仕組みを検討いただきたい。
- 高齢者福祉などとの多機能型の法人であれば、対応能力もあると思うが、施設の状況や、求められるケアの難易度も異なるので、よく検討していただきたい。また、保育士に関して、保育園での医療的ケアに保育士が3号研修を受けることを厚生労働省が選択肢として出している。訪問看護ステーションや看護師の数が非常に少ない場合、学校の先生方が3号研修を受講する場合もあるので、いろいろな選択肢を今後検討していく必要があると思う。
- 医療的ケア児を受け入れている保育園の園医を担当しているが、動ける医療的ケア児の場合、看護師を2人配置しても、一瞬も目を離せないような状況になっている。学童保育は保

育園より人員配置基準が低い。知的障害のない児童のインスリンや導尿といった処置は、学童保育でも行えるかもしれないが、酸素、たん吸引、経管栄養など、重度の知的障害があって、重度の医療的なケアが必要な場合、放課後等デイサービスではなく、学童保育に行く必要があるかについては慎重に考えて進めていくべきである。

- 現場では、家族からの要望を断りにくいと思われるので、専門的な意見を聞くことが出来る仕組みにしておく必要がある。最終的な理想形は大切にしながらも、安全性に配慮しながら、一歩ずつ進めていけばよいかと思う。アクシデントが起こった場合に、個人の責任ではなく、組織的に対応できる仕組みづくりをしていただきたい。

## 神戸市療育ネットワーク会議／医療的ケア児の支援施策検討会議（概要）

### 1. 趣 旨

「医療的ケア児」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催する。

#### （参考）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第2条

- (1) この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為をいう。
- (2) この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう）に在籍するものをいう。

#### （参考）児童福祉法第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 2. 委 員（令和4年度）

※五十音順・敬称略

委 員	神戸市障害者基幹相談支援センター 相談支援主任／統括コーディネーター	伊藤 則正
	もみじ訪問看護ステーション 所長	岩崎 美智子
	神戸市医師会 公衆衛生担当理事	越智 深
	神戸医療福祉センターにこにこハウス 施設長	河崎 洋子
	特定非営利活動法人神戸市難病団体連絡協議会 監事	神田 圭子
	神戸大学 名誉教授 神戸市こども家庭局総合療育センター診療担当部長	高田 哲 ※会長
	神戸市重度心身障害児（者）父母の会 会長	武田 純子
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	兵庫県立こども病院 小児外科長 ／家族支援・地域医療連携部長	畠山 理
	神戸市立いぶき明生支援学校 校長	三瀬 博道

行政関係者	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	上野 昌稔
	こども家庭局副局長	大石 和広
	こども家庭局母子保健担当課長	丸山 佳子
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局こども青少年課長	上田 泰
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局幼保事業課長	立石 智久
	こども家庭局指導研修担当課長	下西 由佳
	こども家庭局保健医療指導担当課長	井出 絹代
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	吉岡 真理

### 3. 実施状況

(第1回) 平成29年8月9日

(第2回) 平成30年2月1日

(第3回) 平成30年11月22日

(第4回) 平成31年3月7日

(第5回) 令和2年2月6日

(第6回) 令和2年11月26日

(第7回) 令和3年11月4日

(第8回) 令和4年8月4日

(第9回) 令和5年2月9日

神戸市療育ネットワーク会議「医療的ケア児の支援施策討議会」

【実施状況】

	実施日	議題
第1回	H29. 8. 9	医療的ケア児の支援に関する課題、保育所等における医療的ケア児の受け入れ、医療的ケア児の実態調査、障害児福祉計画
第2回	H30. 2. 1	医療的ケア児の実態調査 保育所等における医療的ケア児の受け入れ
第3回	H30. 11. 22	「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」の結果 保育所等における医療的ケア児の受け入れ
第4回	H31. 3. 7	「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」（追加報告） 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 「障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」等の作成
第5回	R2. 2. 6	「障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」、教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 神戸市立特別支援学校における医療的ケア
第6回	R2. 11. 26	教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 神戸市立特別支援学校等における医療的ケア 医療的ケアにかかる支援者の人材育成
第7回	R3. 11. 4	神戸市における医療的ケア児の通いの場 医療的ケア児の支援
第8回	R4. 8. 4	医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制 特別支援教育相談センター 神戸市における医療的ケア児の通いの場
第9回	R5. 2. 9	神戸市における医療的ケア児支援体制について 医療的ケア児等コーディネーター／神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業